

こと。)

七十二 宅地内に木竹を植栽すること。

七十三 桑、茶、こごぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十八条中第二十五号の八を第六十四号とし、第二十五号の七を第六十三号とし、第二十五号の六を第六十二号とし、第二十五号の五を第六十一号とし、第二十五号の四を第六十号とし、第二十五号の三を第五十九号とし、第二十五号の二を第五十八号とし、第二十二号から第二十五号までを三十二号ずつ繰り下げ、第二十一号の十を第五十三号とし、第二十一号の九を第五十二号とし、第二十一号の八を第五十一号とし、第二十一号の七を第五十号とし、第二十一号の六を第四十九号とし、第二十一号の五を第四十八号とし、第二十一号の四を第四十七号とし、第二十一号の三を第四十六号とし、第二十一号の二を第四十五号とし、第十七号から第二十一号までを二十三号ずつ繰り下げ、第十六号を第二十二号とし、同号の次に次の十七号を加える。

二十三 宅地の木竹を損傷（条例第二十條第四項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）すること。

二十四 自家用のために木竹を損傷すること。

二十五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

二十九 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第二十八條第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八條の二第一項の規定により県が行

う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

三十四 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十

五年法律第百三十号）第二條第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定

による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

三十六 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号）第十三條第一項の規定による知事の許可に係る木竹（同条例第四十條第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

三十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）の犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

三十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十八条中第十五号を第二十一号とし、第十号から第十四号までを六号ずつ繰り下げ、第九号の四を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第十八條第九号の三を同條第十三号とし、同條第九号の二中、「道路」を、「宅地又は道路」に改め、同号を同條第十二号とし、同條中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の三を第八号とし、第六号の二を第七号とする。

第十九條第一項中、「第十五條第一項」を、「第二十二條第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十九條第二項中、「第十七條第二項各号」を、「第十五條第二項各号」に改める。

第二十條中、「第十五條第一項第一号」を、「第二十二條第一項第一号」に改める。

第二十一條及び第二十一條の二を削る。

第二十三條中、「第三十三條第三項」を、「第四十條第三項」に改め、同條第一号を次のように改め、同條を第二十九條とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十二條中、「第十七條第三項、第十九條第三項及び第三十二條第四項」を、「第十六條第二項、第二十四條第三項、第二十六條第三項及び第三十九條第四項」に、「第十一號様式、第十二號様式及び第十三號様式」を、「第十七號様式から第二十號様式ま

に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条の八中「第二十六条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「第二十七条各号」を「第三十四条各号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条の七中「第二十三条（条例第二十四条）」を「第二十条（条例第三十一条）」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十条の六中「第二十一条第一項（条例第二十四条）」を「第二十八条第一項（条例第三十一条）」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条の五中「第二十条第三項第三号」を「第二十七条第三項第三号」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の四第一項中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に、「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に、「元了した」を「した」に、「第十七条第二項」を「第十五条第二項及び第三項」に、「届出書」を「届出書」に改め、同条第三項中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に、「第十五条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条の三第一項中「第十三条第六項」を「第二十条第六項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十条の三第二項中「第十七条第二項各号」を「第十五条第二項各号」に、「第十三条第七項」を「第二十条第七項」に、「第十七条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十条の二中「第十五条第七項第三号」を「第二十一条第七項第三号」に改め、同条第一号を次のように改め、同条を第二十一条とする。

一 第十八条第一号から第十五号まで、第四十一号から第四十四号まで、第五十四号から第五十七号まで、第八十四号又は第八十五号に掲げる行為

附則第二項中「第十六条の二」を「第十四条」に、「第十七条の二第一項から第十五項まで」を「第十六条第一項から第二十九項まで」に改め、附則第三項中「第十六条の二」を「第十四条」に、「条例第十三条第四項第二号」を「第二十条第四項第二号」に、「第十七条の二第十三項及び第二十五項」を「第十六条第十四項及び第十九項」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「第17条関係」を「第15条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改める。

第十三号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に、「年 月 日」を「年 月 日交付」に、「第32条」を「第39条」に、「当該職員をして」を

「その職員に」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第38条」を「第45条」に、「(1)(2)(3)(4)(5)(6)」を「(1)-(7)」に、「(7) 第32条第5項」を「(8) 第39条第5項」に改め、同様式を第十二号様式と改める。

第十二号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に、「第19条」を「第26条」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第38条」を「第45条」に、「(1)(2)(3)(4)」を「(1)-(5)」に、「(5)」を「(6)」に、「第19条第1項第一号」を「第26条第1項第一号」に、「(6)」を「(7)」に、「第19条第2項」を「第26条第2項」に改め、同様式を第十六号様式と改める。

第十一号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に、「第17条」を「第24条」に、「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第13条第4項の」を「第20条第4項の」に、「第15条第2項の」を「第22条第2項の」に、「第13条第4項、第15条第2項」を「第20条第4項、第22条第2項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「第13条第4項各号若しくは第15条第1項各号」を「第20条第4項各号若しくは第22条第1項各号」に、「3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。」を「3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。」に改める。

「(1)(省略) 又は「(1)-(3)(省略)」に、「(3) 第17条第1項」を「(4) 第24条第1項」に、「(4) 第17条第2項」を「(5) 第24条第2項」に改め、同様式を第十八号様式と改める。

第十号様式の二中「第17条関係」を「第15条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同様式を第十六号様式と改める。

「第20条第4項」に改め、同様式を第十六号様式と改める。

第17号様式(第21条関係)

(表)

第 号
所属
職名 氏
身分証明書
年 月 日交付
山梨県知事
印

この証明書を携帯する者は、山梨県立自然公園条例第16条に規定する立入検査を行う職員である。

(裏)

山梨県立自然公園条例(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十号様式中「第17条関係」を「第15条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同様式を第十五号様式とする。
第九号様式の三中「第17条関係」を「第15条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同様式を第十四号様式とする。
第九号様式の二中「第17条関係」を「第15条関係」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同様式を第十二号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。